

再送信

本通知は各法人連絡先へ送付しています。貴法人で運営する事業所あて周知願います。

事務連絡
令和4年3月30日

障害福祉サービス事業所 管理者 殿
障害児通所支援事業所 管理者 殿

茨城県保健福祉部障害福祉課
自立支援グループ

令和2年度茨城県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金における
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

平素より、本県の障害福祉行政の推進に、各段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度に標記補助金を申請した事業所におかれましては、「令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を県障害福祉課に提出する必要があるがございます。

提出していない事業所につきましては、**令和4年4月30日**までに県障害福祉課あて提出
くださいますようお願いいたします。詳細は以下のホームページをご確認ください。

本通知は県内で障害福祉サービスを提供する全法人あてに送付しております。本通知の到着前に提出済みの場合もございますので、ご了承願います。

1 提出書類

- ① 令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式6）
- ② 仕入控除税額の概要
- ③ 消費税の確定申告書の写し（※消費税の申告義務のない場合は添付不要）

※ 返還の有無に関わらず報告書の提出は必要となります。

2 提出先

次の宛先に郵送又はメールにて提出願います。

郵送：〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県保健福祉部障害福祉課 自立支援グループ 宛

メールアドレス：shojigyoku@pref.ibaraki.lg.jp

3 様式等掲載箇所

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > いばらきの障害福祉政策 > 障害福祉サービス・医療費助成について > 障害福祉サービス事業者向け情報 > 新型コロナウイルスへの対応について > 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス分）補助金について

【担当】

茨城県保健福祉部障害福祉課

自立支援グループ 二宮

E-mail：shojigyoku@pref.ibaraki.lg.jp

TEL：029-301-3363